

(別紙-1)

# 応募用紙

令和 7年 月 日

千曲川河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

印

令和 年 月 日付で公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

## 記

### 1. 河川の名称及び採取場所等

(1) 河川の名称  千曲川  犀川  右岸  左岸 ( km ~ km 付近 ~ 付近)

(2) 概算面積 約 m<sup>2</sup>

### 2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ  
 その他の目的 ( )

3. 採取を希望する河川産出物の種類: \_\_\_\_\_

### 4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 採取場所の現地を確認済み  
 採取場所の現地を未確認

### 5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法)  チェンソーにより伐採を行う。  
 ノコギリにより伐採を行う。  
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法： )
- (小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する。  
 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。  
 その他の方法 ( )
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法： )  
 伐採材は、( t ) トラックにより日々搬出する。(積込方法： )  
 その他の方法 ( )
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。  
 その他の伐採順序 ( )
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。  
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。  
 その他の処理 ( )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

## 6. 採取の期間

作業予定期間：

## 7. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可）：

緊急連絡先：

F A X：

メールアドレス：

## 8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

(別紙-2)

令和 7年 月 日

千曲川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)  
(氏名) 印  
(電話番号)

## 伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

### 【作業実施期間】

から  
(作業時間) ~

### 【作業日】

### 【作業者】

### <遵守する事項>

#### 【安全対策等】

- (作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- ・チェーンソーを使用する場合には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等を参考とし、下肢の切創防止用保護衣等を着用する。
- (大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に完了届を提出する。
- (隣接者調整) 周辺に他の伐採業者がいる場合には、以下の点に注意すること。
- ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
  - ・倒木する際は、周辺の伐採業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
  - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
  - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
  - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。  
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
  - ・事故(ケガを含む)発生時には担当する出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路管理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)  
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
  - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

